

稻毛区自主企画事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 区長は、区の特性及び区民の意向等を踏まえ、地域における課題の解決及び地域の活性化を促進するため、区民等が自主的に行う事業に要する経費について、予算の範囲内において、千葉市補助金等交付規則（昭和60年千葉市規則第8号。以下「規則」という。）及びこの要綱に基づき、当該事業を実施する者に対し、補助金を交付する。

(補助事業)

第2条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 稲毛区地域活性化支援事業

- ア 地域づくり活動支援事業
- イ 地域拠点支援事業

(2) 稲毛区民まつり事業

(補助事業者等)

第3条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助事業者」という。）並びに補助事業の内容、経費（以下「補助対象経費」という。）及び補助率等は別表のとおりとする。

(交付の申請)

第4条 規則第3条第1項の規定により補助金の交付を申請しようとする者は、区長が定める期日までに、次の書類を区長に提出するものとする。

(1) 稲毛区地域活性化支援事業

- ア 稲毛区自主企画事業補助金交付申請書（地域づくり活動支援事業）（様式第1号）
又は稻毛区自主企画事業補助金交付申請書（地域拠点支援事業）（様式第2号）
- イ 暴力団排除に関する誓約書（様式第4号）
- ウ 事業計画書（様式第5号）
- エ 収支予算書（様式第6号）
- オ その他区長が必要と認める書類

(2) 稲毛区民まつり事業

- ア 稲毛区自主企画事業（稻毛区民まつり事業）補助金交付申請書（様式第3号）
- イ 事業計画書（様式第5号）
- ウ 収支予算書（様式第6号）
- エ 実行委員会設置要綱
- オ その他区長が必要と認める書類

(交付の条件)

第5条 規則第5条第1項の規定により付する条件は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 補助事業の内容、経費の配分又は実施計画の変更をする場合には、あらかじめ区長の承認を受けること。ただし、経費の配分については、事業の趣旨・目的に支障を及ぼさないと認められる変更であって変更額が補助対象経費の総額の10分の1に満たないものについてはこの限りではない。
- (2) 補助事業を中止し、又は廃止する場合は、あらかじめ区長の承認を受けること。
- (3) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合は、速やかに区長に報告し、その指示を受けること。
- (4) その他区長が必要と認める事項

(交付決定通知)

第6条 規則第6条の規定による通知は、稻毛区自主企画事業補助金交付決定通知書（様式第7号）により、また、規則第4条第3項の規定による通知は、稻毛区自主企画事業補助金不交付決定通知書（様式第8号）により通知するものとする。

(変更等の承認申請)

第7条 第5条第1号又は第2号の規定により承認を受けようとするときは、稻毛区自主企画事業変更（中止・廃止）承認申請書（様式第9号）に、次に掲げる書類を添付して区長に提出しなければならない。

- (1) 事業変更計画書
- (2) 変更計画に係る収支予算書
- (3) その他区長が必要と認める書類

2 区長は、前項の申請書の提出を受けた時は、内容を審査し、事業の変更、中止又は廃止を承認したときは、稻毛区自主企画事業変更（中止・廃止）承認通知書（様式第10号）により通知し、承認しないときは、稻毛区自主企画事業変更（中止・廃止）不承認通知書（様式第11号）により通知するものとする。

(状況報告)

第8条 規則第10条の規定により報告しようとするときは、稻毛区自主企画事業状況報告書（様式第12号）を区長に提出しなければならない。

(実績報告)

第9条 規則第12条の規定により報告しようとするときは、補助事業が完了した日から起算して30日を経過する日又は当該年度の3月31日のいずれか早い日までに、稻毛区自主企画事

業実績報告書(様式第13号)に、次に掲げる書類を添付して区長に提出しなければならない。

- (1) 事業報告書
- (2) 収支決算書
- (3) その他区長が必要と認める書類

(額の確定通知)

第10条 規則第13条の規定による通知は、稲毛区自主企画事業補助金額確定通知書(様式第14号)によるものとする。

(交付の請求)

第11条 規則第16条第1項の規定により補助金の交付の請求をしようとするときは、稲毛区自主企画事業補助金交付請求書(様式第15号)に、稲毛区自主企画事業補助金交付決定通知書(様式第7号)の写しを添付して区長に提出しなければならない。

2 規則第16条第2項において準用する同条第1項の規定により補助金の交付の請求をしようとするときは、稲毛区自主企画事業補助金一括(分割)事前交付請求書(様式第16号)に、稲毛区自主企画事業補助金交付決定通知書(様式第7号)の写しを添付して区長に提出しなければならない。

(決定の取消通知)

第12条 規則第17条第3項において準用する第6条の規定による通知は、稲毛区自主企画事業補助金交付決定取消通知書(様式第17号)によるものとする。

(返還命令)

第13条 規則第18条第1項又は第2項の規定による返還命令は、稲毛区自主企画事業補助金返還命令書(様式第18号)によるものとする。

(補則)

第14条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、区長が定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成7年4月1日から施行する。
- 2 区民意識醸成事業補助金交付要綱(平成5年4月1日施行)は、廃止する。

附 則

この要綱は、平成14年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年5月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。ただし、平成23年度及び平成24年度に「人と地域と文化が交流する稻毛区」づくり活動支援事業の補助を受けた事業は、第2条第1号イ区テーマ解決支援事業の補助を受けたものとみなす。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年6月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年12月1日から施行し、平成29年度分の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成29年6月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年12月1日から施行し、平成30年度分の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成30年2月1日から施行し、平成30年度分の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成30年12月1日から施行し、平成31年度分の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、令和元年12月1日から施行し、令和2年度分の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、令和3年12月1日から施行し、令和4年度分の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、令和4年12月1日から施行し、令和5年度分の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、令和5年12月1日から施行し、令和6年度分の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、令和6年12月1日から施行し、令和7年度分の補助金から適用する。

別表

1 稲毛区地域活性化支援事業

地域課題の解決や稲毛区の活性化のための活動に対して支援を行う事業

(1) 地域づくり活動支援事業

補助事業	ア 区テーマに基づく活動支援事業 稲毛区が設定するテーマに基づく活動 イ 地域活性化活動支援事業 上記ア以外の稲毛区の地域課題の解決や地域活性化に貢献する活動
補助対象団体	町内自治会 ボランティア団体 市民活動団体 N P O 法人等 市内の学生団体 ※市内の学生団体とは、市内の大学等の学生が複数人以上、自らの意思により団体の構成員として所属し、かつ、その活動において主要な役割を担う団体をいう。
補助対象経費	報償費（団体内での謝金や単価5万円を超えるものを除く。）、旅費、消耗品費、食糧費（当該団体における親睦のための飲食に要するもの及び酒類を除く。）、印刷製本費、修繕料、光熱水費、通信運搬費、手数料、広告料、保険料、委託料（一部委託に限る。）、使用料及び賃借料、原材料費、備品購入費、負担金
補助率	補助対象経費から補助対象経費に充当することを目的とする当該補助金以外の特定の収入額を控除した額の10分の1 ただし備品購入費は2分の1（上限は10万円とする）
補助金額	上限20万円
補助期間	最大3年間とする。 ただし、補助金の交付は毎年度の申請を必要とし、審査の結果、事業の採択を行わないことができるものとする。

(2) 地域拠点支援事業

補助事業	<p>地域課題の解決や地域活性化に貢献する活動のための拠点の整備事業(新たに活動拠点を整備する場合で、稻毛区内の不動産賃貸借契約が可能な空き店舗等を活用するものに限る)。</p> <p>ア 市内の学生団体 市内の学生団体が行うもの。</p> <p>イ その他の団体 市内の学生団体以外が行うもの。</p>
補助対象団体	地域づくり活動支援事業に対する補助を受けている又は受ける見込みの団体
補助対象経費	<p>ア 家賃(敷金、礼金、共益費、管理費、駐車場使用料は除く)</p> <p>イ 設備費(活動拠点施設として活動できる最小限の設備に関する費用)</p>
補助率	<p>ア 家賃 (ア) 市内の学生団体 補助対象経費から補助対象経費に充当することを目的とする当該補助金以外の特定の収入額を控除した額の10分の10 (イ) その他の団体 補助対象経費から補助対象経費に充当することを目的とする当該補助金以外の特定の収入額を控除した額の2分の1</p> <p>イ 設備費 (ア) 市内の学生団体 補助対象経費から補助対象経費に充当することを目的とする当該補助金以外の特定の収入額を控除した額の10分の10 (イ) その他の団体 補助対象経費から補助対象経費に充当することを目的とする当該補助金以外の特定の収入額を控除した額の2分の1</p>
補助金額	<p>ア 家賃 上限120万円(上限月額10万円)</p> <p>イ 設備費 上限30万円</p>
補助期間	<p>ア 家賃 最大3年間とする。 ただし、補助金の交付は毎年度の申請を必要とし、審査の結果、事業の採択を行わないことができるものとする。</p> <p>イ 設備費 1事業につき1回</p>

2 稲毛区民まつり事業

稻毛区民まつり実行委員会が区民相互の交流・ふれあいによる地域の活性化と区民意識の醸成を図ることを目的としたまつりを開催する事業

補助対象者	稲毛区民まつり実行委員会
補助対象経費	報償費（団体内での謝金や単価5万円を超えるものを除く。）、旅費、消耗品費、食糧費（当該団体における親睦のための飲食に要するもの及び酒類を除く。）印刷製本費、通信運搬費、手数料、保険料、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費
補助率	補助対象経費から当該補助金以外の収入額を控除した額の10分の10
補助期間	単年度
補助限度額	別に区長が定める額